

伊奈本田（本多）氏の足跡

山田邦明

はじめに

- 戦国時代の伊奈を領した本田氏（本多氏）は、徳川家康に従って活躍し、江戸時代の大名の一員となる。
- 戦国時代から江戸時代初期までの本田氏の歩みを、古文書や記録（江戸時代に編纂された『寛永諸家系図伝』『寛政重修諸家譜』など）をもとに跡づける。

一 本田（本多）氏の系譜をめぐる言説

- 『寛永諸家系図伝』に、本田氏（本多氏）の先祖は藤原兼通（平安時代の関白）と記されている。ただ、この記載は事実とは考えにくい。
- 『寛政重修諸家譜』には、本多家の系図をもとに、早くから伊奈にいて松平氏に味方したという言説を伝えているが、これも事実とは異なるようである。

【史料一】『寛永諸家系図伝』本多

先祖は堀川の関白兼通公の後胤なり。累代城州愛宕郡賀茂郷に住す。忠次が五六代前に三州にきたり、宝飯郡伊奈郷に居す。しかりといへども、家譜紛失するによりて、つまびらかにしる事あたはず。

【史料二】『寛政重修諸家譜』巻第六百八十四 藤原氏兼通流 本多

寛永系図に、先祖は堀川の関白兼通の流なり。累代山城国愛宕郡賀茂郷に住す。忠次より五六代以前三河国にきたり、宝飯郡伊奈郷に居す。しかれども家譜散佚して詳なることを知らずといひて、助大夫忠俊より系をおこす。今の呈譜、兼通より代々忠俊・忠次にいたるまで、系図連綿す。これを本多中務大輔忠頭が家系に合せ考ふるに、兼通より以下右馬允定助（この家の呈譜、修理大夫に作る）に至るまで粗相同じ。忠頭が家系は、定助が男を平八郎助時といふ。此家の系図には、定助が男を隼人正時（初名八郎泰次）といふ。これより系統相分れり。定助がときより、東三河宝飯郡伊奈郷をうちとりて城郭を構へ、のち代々居住す。正時、文明年中より明応のころにいたるまで、泰親君・信光君・親忠君に御味方して、所々のたたかひに功あり。其男を修理正助（初名八郎、後号永順）といふ。正助が男、縫殿助正忠（初名八郎）、清康君をよび東照宮に仕へたてまつり、岡崎・浜松にいて歳首及び御謠初の時着座す。忠俊はその男なりといふ。

○ 泰親君・信光君・親忠君：いずれも松平氏の当主。

○ 清康君：松平清康（徳川家康の祖父）。 ○ 東照宮：徳川家康。

二 本田縫殿助

- 天文十七年（一五四八）、今川義元が本田縫殿助に判物を与え、伊奈を知行することを認めている（前芝湊や渡津・平井村の船役も）。
- 大永七年（一五二七）当時、伊奈には牧野平三郎がいた。このあとのある段階で、本田縫殿助が伊奈に入り、牧野にかわって領主支配を始めたということだろう。
- 本田縫殿助は奥郡の加治郷を知行し、神戸郷南方に名職（百姓職）を持っていた。こうした権益も今川義元の判物で安堵されている。
- 本田縫殿助は奥郡（渥美半島）に本拠を持つ人物で、戸田氏の勢力拡張に伴って伊奈に乗り込み、牧野氏を排除したのではないか。
- 本田縫殿助は佐脇郷にも権益を持っていた。
- 伊奈は本田縫殿助の所領として一般に認知され、文書に「伊奈本田知行中」としてあらわれる。

【史料三】「摩訶耶寺文書」 天文十七年二月十五日、今川義元判物
参河国知行分の事

一所 伊奈

一所 前芝湊ならびに湊役、東西南北傍示前々の如し。

一所 渡津・平井村船役

以上

右、年来知行たらしむるの旨に任せ、これを充て行うところなり。この上忠節を抽んづるにおいては、重ねて扶助を加うべきものなり。よって件の如し。

天文十七

二月十五日

義元（花押）

本田縫殿助殿

【史料四】「摩訶耶寺文書」 天文二十年五月七日、今川義元判物

（花押）

参河国奥郡神戸郷南方名職の事

右、前々の如く、公事・年貢等取り沙汰せしめ、百姓職永くこれを勤むべし。ならびに船式艘の事、別して奉公といい、先判といい、自余に準ぜず、諸役・船別等、その沙汰に及ぶべからざるものなり。よって件の如し。

天文式拾年

五月七日

本田縫殿助殿

【史料五】「三川古文書」天文二十一年八月六日、今川義元判物写

参州奥郡当知行加治の事

右、用脚・棟別等、年来の如く免許しおわんぬ。ならびに神戸の内においてあい拘え候名職の儀、前々の如く年貢納所せしめ、永くあい拘うべきものなり。よって件の如し。

天文貳拾一壬子年八月六日

治部大輔

本田縫殿助殿

○治部大輔…今川義元。

【史料六】「松平奥平家古文書写」天文二十二年三月二十一日、今川義元判物写

一、知行分本知の事は、不入の儀領掌しおわんぬ。新知分は前々の如くたるべき事。

(中略)

一、惣知行野・山・浜・院、先規の如く支配すべき事。

付けたり、佐脇郷野・院、本田縫殿助兼帯たるの条、去年雪斎異見をもつて中分たるの上は、彼の異見の如く申し付くべき事。

(中略)

右条々、領掌永く相違あるべからざるなり。よって件の如し。

天文廿二年

治部大輔 判

三月廿一日

奥平監物丞殿

○雪斎…太原崇孚。 ○奥平監物丞…奥平定勝（作手を本拠とする国衆）。

【史料七】「桜井寺文書」弘治三年二月六日、今川義元判物

白山先達の事

一、参河国牛久保領中在々所々、前々より引き来たる白山先達、十ヶ年已来財賀寺申し掠め、奪い取るの条、去年十二月二日、双方裁断を遂ぐるのところ、桜井寺申し様余儀なき段、牛久保において朝比奈摂津守・伊東左近将監・長谷川源左衛門尉等聞き届くるにつき、桜井寺道理の上は、向後において財賀寺競望堅くこれを停止せしむるところなり。そのほか千手院自余の輩申し掠め、競望を企つといえども、前々より引き来たる分は、永く相違あるべからざる事。

一、駿・遠の衆、参河の内白山先達引き来たる在所の内に居住せしむるにつきては、在所の例に随いこれを引くべし。その時において、駿・遠居住の者異儀に及ぶべからず。そのほか作手領、牛久保領の内新地・本地、平井領、菅沼織部領中、長沢領中、長篠領、伊奈本田知行中、鳳来寺門前の門谷分引き来たと云々。永く相違あるべからざる事。

一、棟別・押し立て、門前寺領中、前々の如く免許と云々。永く相違あるべからず。ならびに他所より諸勧進停止の事。

右条々、永く領掌しおわんぬ。もし横妨の輩あるにおいては、注進の上、下知を加うべきものなり。よって件の如し。

弘治参年

二月六日

治部大輔（花押）

桜井寺

○駿・遠：駿河と遠江。

三 本田助大夫（忠俊）

○ 本田縫殿助のあととは本田助大夫があとを継いだようである。

○ 本田助大夫は借錢を重ねて困窮していた。

○ 本田助大夫はいったん所領を没収されるが、永禄六年（一五六三）、今川氏に訴えて、本領を還付される。

○ このころ東三河では今川方と松平方が争っており、本田助大夫は今川方として活動し、伊奈城を守っていた。

○ しかし結局本田氏は松平氏（徳川家康）に従い、家名を存続させる。

【史料八】「三川古文書」永禄三年十月十日、今川氏真朱印状？写

本田助大夫進退困窮につき、吉田蔵入の借錢、訴訟せしむるの条、免許のところ、その引き懸けをもって、自余の借錢徳政の沙汰申し触るるの由、自由の至りなり。証文に任せ催促せしめ、これを請け取るべきものなり。件の如し。

永禄三年

十月十日

岩瀬雅楽助殿

【史料九】「摩訶耶寺文書」永禄六年十二月二十六日、今川氏真判物

今度訴訟を遂ぐるの条、本知還附せしむるところなり。然らば、伊奈城一円あい踏まゆべきの旨言上の間、新知を押さえ置き、扶助しおわんぬ。この旨を守り、いよいよ忠功を励ますべきの状、件の如し。

永禄六癸亥

十二月廿六日

上総介（花押）

本田助大夫殿

○上総介：今川氏真。

【史料十】『寛永諸家系図伝』本多

忠俊

助大夫 参州宝飯郡伊奈を領す。

【史料十一】『寛政重修諸家譜』卷第六百八十四 藤原氏兼通流 本多

忠俊

助大夫 今の呈譜、彦太郎、後助大夫、又隼人佐にあらたむといふ。

三河国宝飯郡伊奈を領す。弘治二年八月、奥平監物貞勝今川義元に背き、宝飯郡雨山に砦をかまふ。義元東三河の諸士をしてこれを攻しむ。先陣菅沼織部正定村

つゐに討死す。忠俊第二陣にありて其砦をせめ落し、首あまた討とる。永禄三年義元討死ののち、東照宮岡崎城にかへらせたまひて、水野信元が兵と石瀬にいて合戦のときも軍功あり。六年一向門徒一揆のとき、しばしば忠戦を励す。七年三月四日、伊奈にをいて死す。法名寿徳。

四 本田彦八郎（忠次）

- 本田助大夫のあとは、子の本田彦八郎（忠次）が継ぐ。
- 『寛永諸家系図伝』に、家康の吉田城攻略にあたつて本田彦八郎が活躍したと記されている。『家忠日記増補追加』には、彦八郎が家康と吉田城將の和睦の仲介をしたとみえる。
- 『寛永諸家系図伝』に、彦八郎（忠次）が病気がちだったため、弟の修理亮（光好）が代理として軍役を勤めたと記されている。
- 『寛政重修諸家譜』の中で引用されている本多（本田）家の「呈譜」には、本田助大夫の嫡男は光忠で、光忠が病気がちだったので忠次に家督を譲つたとある。系図によつて記事が異なっている。

【史料十二】『寛永諸家系図伝』本多

忠次

彦八郎

永禄七年、東参河いまだ東照大権現の麾下（きか）に属せざりしとき、今川氏真、小原肥前守に命じて吉田の城に居（をら）しむ。此とき忠次岡崎にまいりていはく、「吉田の城を窺みるに、攻拔べき謀あり。大権現もしこれがために御馬をいだされば、忠次先鋒とならん」となり。大権現はなはだこれをよるこばせ給ふ。このとき松平丹波守ひそかに忠次が幕下に属したてまつるべきといふことばを聞て、ともに軍事をはかり、しばしば御馬をいだされん事を請（こふ）。ここにをひて大権現御進発あり。忠次先登して軍忠をはげますところに、肥前守城を捨てのがれさる。此ゆへに大権現御感書ならびに食邑を給ふ。忠次が家人本多修理・本多伊予・戸田丹波・小栗洪大夫等四人をめしだされて、をのをの采地五十貫をたまはる。天正八年、忠次遠州浜松の城に謁したてまつり、忠次病ありていまだ子なし、ねがはくば仰をかうむり嗣子を求ん事を言上す。ここにをひて仰をかうぶり、酒井左衛門尉が二男をやしなひて子とす。

慶長十七年、六十五歳にして死す。法名松見。

○東照大権現：徳川家康。 ○松平丹波守：戸田丹波守。

○酒井左衛門尉：酒井忠次。

【史料十三】『寛政重修諸家譜』卷六百八十四 藤原氏兼通流 本多忠次

彦八郎 今の呈譜に、彦八郎、のち隼人佐また縫殿助にあらたむといふ。母は某氏。

永禄七年、東三河はいまだ東照宮の御麾下に属せざりしとき、今川氏真が臣小原肥前守鎮実吉田の城をまもる。忠次岡崎にいたりて其城攻めくべき謀あり。もし御馬を出されむには、忠次先鋒とならむよし言上す。これにより東照宮進発ありしかば、忠次先登して忠義を励す。ここにをいて鎮実つゐに城を棄て引退く。このとき其功を賞せられて御感状を下され、三河国宝飯・渥美両郡のうちにをいて五千貫の地をたまひ、修理亮光好・伊予光典をよび戸田丹波資直・小栗渋大夫某にをのをの五十貫の地をたまふ。

元龜元年六月、姉川合戦のときしたがひたてまつる。天正三年五月、長篠の役に、酒井左衛門尉忠次が謀をもつて鳶巢の城を攻るとき、仰によりてこれに加はり、其城を攻落す。このとき首数級を得て御感をかうぶる。九年、諸軍とおなじく遠江国高天神の城を攻かこみ、三月二十二日落城のとき、忠次が手に首二十一級をうちとる。十一年、督姫君北条氏直に御婚儀のとき供奉す。十七年致仕し、慶長十七年死す。年六十五（今の呈譜、慶長十八年四月六日、三河国西尾にをいて死す。年六十六）。法名松見。西尾の郊原に葬る。妻は菅沼織部正定村が女。

○督姫君：徳川家康の娘。

【史料十四】『家忠日記増補追加』（永禄七年六月）

十日。大神君兵ヲ卒シテ吉田城ヲ攻撃給フ。酒井左衛門尉忠次先隊トシテ城ヲ囲ム。小原肥前守堅ク拒ギ守ルト云ドモ、国中ノ士悉ク大神君ノ幕下ニ属シ、敵ト成、敢テ後援ノ兵ナシ。漸ク氣屈シ力尽ク。本多彦八郎ハ吉田城内案内者タルニ依テ、酒井忠次ガ陣ニ加テ先鋒ニアリ。本多窃（ひそか）ニ使ヲ城中ニ遣シ、酒井忠次ト小原ガ交和ヲ結ブ。互ニ是ヲ聞テ其事成ル。是ニ依テ小原吉田城ヲ避渡シテ駿州ニ退ント欲ス。于時（ときに）小原、酒井ト交親ヲ誓テ、三州ノ質ヲ乞フ。大神君是ヲ許シ玉ヒテ、御同胞ノ庶弟松平源三郎及酒井忠次ガ娘（後ニ松平外記伊昌ニ嫁ス）ヲシテ小原ニ遣シメ玉フ。小原悦、質ヲ携テ駿州ニ帰ル。因茲（ここにより）三州平均ニ大神君ニ従フ（于時永禄七年六月廿日ナリ）。

【史料十五】『寛永諸家系図伝』本多

光好（忠次の弟）

修理亮 東参河に生る。法名善宗。

永禄七年、大権現を拝礼し、遠州浜松の城にいたりてつかへたてまつる。そののち兄忠次病者となるによりて、光好兄にかはりて御陣をつとむべきむね仰をかうぶり、伊奈の城にいたるとき、東三河池尻村にをひて采地をたまふ。

【史料十六】『寛政重修諸家譜』卷六百八十四 藤原氏兼通流 本多
光好（忠次の弟）

修理亮 今の呈譜に、はじめ八郎、のち修理光忠に作る。

永禄七年、はじめて東照宮にまみえたてまつり、浜松にいたりて仕へたてまつる。のち兄忠次多病なるにより、これにかはりて軍役をつとむべきむね仰をかうぶり、伊奈城にいたる。ときに三河国池尻村にをいて采地をたまふ。某年死す。法名善宗。

今の呈譜、忠次が兄弟の順次、寛永系図と異にして、光忠をもつて第一とし、第二光典、第三女子朝比奈直次が妻、第四忠次、第五女子高力正長が妻、第六光正とす。光忠は永禄七年忠次とともに岡崎にいたり、吉田城攻の謀を言上するのとき、このこと二連木の戸田主殿助重貞としめし合せ、ともに兵をおこすべしと仰ありて、光忠に御馬をたまはり、先鋒となり、つゐに吉田城を攻落し、御感状を下され、かつ五十貫文の采地を賜ふ。この時たまひし御馬の鞍鐙いま其子孫の家につたふといふ。本多惣兵衛久豊が呈譜にも、光忠は忠俊が嫡男にして、吉田城攻ののち、忠次は浜松にありて奉仕し、光忠伊奈に在のところ、多病たるにより、忠次伊奈にかへりて光忠が陣代となる。光忠つゐに家督を忠次にゆづり、天正八年正月五日死す。年四十七。法名善空。伊奈の東漸寺に葬るといふ。これ寛永譜、兄忠次多病なるにより、浜松よりかへりて其陣代となるといふものと、彼此相反して其こと相似たり。不審といふべし。また光忠は天文三年の生、忠次は同十七年の生といふをもつて見れば、実に忠次にまさる事十五歳、兄といふものはなるに似たり。しかれども年齢のごときは寛永譜しるさざるところなれば、一にこれによりて定めがたし。吉田城攻のとき、忠次に五千貫の地をたまはり、光忠は弟伊予光典等とともに、各五十貫の給地をたまはるといふときは、また寛永譜の説も捨がたく、いづれが是なるか詳にせざるにより、異同を存して後勘に備ふ。

五 本田縫殿助（康俊）

- 本田彦八郎のあとに養子の本田彦八郎（縫殿助、康俊）が継ぐ。吉田城主酒井忠次の次男である。
- 天正十八年（一五九〇）、徳川家康が関東に移封となり、本田縫殿助（康俊）は下総小篠を与えられ、ここに移る。
- 慶長五年（一六〇〇）、徳川家康と石田三成が対立し、戦いがおきる。この時、本田縫殿助は家康の命により吉田城の留守役を勤める。
- 慶長六年（一六〇一）、本田縫殿助は下総小篠から三河西尾に移り、二万石を領する。大坂の陣で活躍したあと、元和三年（一六一七）に近江膳所に移り、三万石を領する。

【史料十七】『寛永諸家系図伝』本多

康俊

彦八郎 縫殿助

忠次やしなひて子とす。実は酒井左衛門尉が二男なり。母は清康君の御むすめ。天正三年、康俊七歳のとき、大権現の仰によりて人質と成て岐阜の城にいたる。今年五月、武田勝頼と長篠にをひて御合戦のとき、援の兵を織田信長に乞。信長、康俊が質たるによりてこれに会す。ここにをひて味方大に勝利をえたり。

同十年、御前にをひて元服し、御諱の字をたまはり康俊と号す。

同十八年、相州小田原陣の時、康俊仰によりて人質と成て聚楽にいたる。

同年、関東御入国のとき、下総の国小篠郷を拝領す。

慶長元年、従五位下に叙す。

同五年、関原陣に供奉をつとめ、御帰陣のとき、仰をうけたまはりて参州吉田の城に留主をつとむ。

同六年、三州西尾城を拝領し、且采地二万石を給ふ。

同八年、大権現將軍宣下拝賀御参内の時、供奉十一騎。康俊そのかずにそなはり、御沓の役をつとむ。

同十三年、大権現参州に御鷹狩のとき、西尾の城に渡御あり。此とき康俊御膳を献ず。此のちまた御鷹野の次（つるで）に西尾の城に渡御し給ふ事兩度。或は五日あるひは七日、毎度御膳を献ず。

同十九年、大坂御陣のとき、康俊仰をうけたまはりて江州膳所城（ぜぜのじやう）に加勢す。十月四日、奉書をたまはり、同月六日、膳所にいたる。大権現二条城に着御のち、仰をうけたまはり河州須那に至、制法を沙汰す。但、此地の民、凶賊をおそれ山林にのがれかくるるによりて安堵せしむ。そのち備前嶋に陣をとる。

元和元年、大坂再陣のとき、河州須那に陣す。そのち仰をかうぶりて陣を松原に遷し、奈良口の敵ををさゆ。落城のとき城中に入、首百十三級をえたり。

同三年、江州膳所の城にうつり、食邑三万石をたまはる。

同年、台徳院殿御入洛還御のとき、膳所の城に渡御したまふ。康俊御膳を献ず。同七年、五十三歳にして卒す。法名縁崇。

○台徳院殿：徳川秀忠。

【史料十八】『寛政重修諸家譜』卷六百八十四 藤原氏兼通流 本多

康俊

九十郎 隼人 彦八郎 縫殿助 従五位下 実は酒井左衛門督忠次が二男。母は清康君の御息女。

永禄十二年、吉田に生る。天正三年、長篠合戦のとき、東照宮の仰により織田家の質となりて岐阜の城にいたる（時に七歳）。のち三河国にかへり、八年、忠次が養子となり、十年、御前にをいて元服し、御諱の字をたまはり、康俊とめさる。十七年、家を継。

十八年、小田原陣のとき、人質となりて京師におもむき、聚楽にあり。八月、関

東にうつらせたまふのち、下総国匝瑳郡小篠郷にいて五千石をたまふ。慶長元年、従五位下に叙し、四年、伏見にましますのとき、石田三成隠謀のきざしありて彼地おだやかならず。康俊昼夜向嶋の館に候して忠勤を励す。

五年、上杉景勝御征伐のとき、したがつたてまつり、また関原の役には御後備となり、御帰陣のとき三河国吉田城を守衛す。

六年二月、加恩ありて三河国西尾の城をたまひ、同国幡豆郡のうちにして二万石を領す。八年、東照宮將軍宣下ありて御参内のとき、供奉に列し、御沓の役を勤む。これよりのち、三河国に御鷹狩の時、しばしば居城に渡御ありて康俊御膳を献じ、時服白銀等を拝賜し、或は数日御滞座ありて馬をよび御鷹の鳥をたまひ、また家臣本多半兵衛好次も御前にめされ、御紋の羽織をたまふ。

十九年、大坂御陣のとき、十月四日奉書をたまはり、近江国膳所城の守衛にくははる。すでに東照宮二条城に着御ののち、河内国須那の凶徒蜂起せしにより、仰をうけたまはりかの地に至り、賊徒を誅して其騒擾をしづめ、ただちに大坂に出張し、備前嶋に陣す。

元和元年、再び大坂に御陣を出さるるとき、台徳院殿にしたがつたてまつり、また須那に陣し、五月五日、おほせによりて松原に陣をうつして、奈良口の押へとなり、七日惣攻のとき先鋒松平筑前守利光が陣の右に備へ、吹貫数多翻して敵陣にすすむ。ときに利光が兵敵將大野主馬治房と相戦ひ、防ぎかねて見えしかば、康俊横合に馳入て敵の備をやぶり、つゐに城中に乘入、軍功をあらはす。この日康俊が手に首百五級を得たり。

二年、東照宮薨御により、三河国大樹寺にいて法会行はるるとき、其奉行をつとむ。三年、一万石を加へられ、近江国滋賀・栗太両郡のうちにうつされ、膳所城に住す。このとし、台徳院殿御上洛ありて還御の時、居城にわらせたまふ。康俊御膳を献ず。ときに長谷部国重の御脇指をたまふ。五年、福嶋正則が安芸・備後両国の所領没収のとき、広嶋に赴き、諸將とおなじく其城を請取、且番衛をつとむ。

七年、領知にありて病にかかるのむね聞しめされ、上使石谷十蔵貞清をして懇のおほせをかうぶる。二月七日、膳所にいて卒す。年五十三。輝厳院崇梅香院と号す。かの地の縁心寺に葬る。室は菅沼織部正定盈が女。

【史料十九】『池田家履歴略記』卷三（慶長五年）

扱（さて）、国清公・興国公・備中守殿、七月廿七日上野国を發し、同晦日江戸に至り、人質を献りて、八月朔日彼地を發し給ふ。爰（ここ）に田中兵部大輔吉政は子息民部少輔忠政を質として江戸にさし置べきと有けるが、民部少輔上方の敵に赴かざるを口惜しく思ひ、七月晦日の未明に、手之者三拾人計（ばかり）召具し、急ぎ江戸を出て上方に馳せのぼる。父の兵部大輔大に驚き、国清公のもとへ使を以て此趣を告ぐ。国清公民部が心中はかりがたきにより、竹村半兵衛に仰て、民部少輔を途中にて留めよとありければ、竹村与力の足輕召具し、夜を日に繼て追付、本坂越にて出合、難なく民部少輔をおしとどめ、牛窪に滞留させ、国清公の吉田に至り給ふ時、此よし注進す。国清公、竹村がはからひを感じ給ふ。

同十三日、国清公・興国公・備中守殿、尾州清洲に着陣ある。諸將質を吉田の城に納る。是国清公神君の女婿なればなり。

神君の御下知によつて、東海道所々の城に皆人数をこめ置れ、吉田の城には本多縫殿助を置く。池田家の留守居は神戸大炊に組之士相添て、かさねて守らせ給ふ。

○国清公：池田照政（輝政）。○神君：徳川家康。

六 本田下総守（俊次）

○本田縫殿助（康俊）は元和七年（一六二一）に死去し、子の下総守（俊次）があとを継ぐ。

○寛永十三年（一六三六）、本田下総守は伊勢亀山に移り、五万石を領する。慶安四年（一六五一）には近江膳所に移り、七万石を領する。

○本田氏は小篠―西尾―亀山―膳所と居城を変えるが、そのたびに禄高を増し、結果的には七万石を領する大名となる。

【史料二十】『寛永諸家系図伝』本多

俊次

下総守 母は菅沼織部正定盈がむすめ。

慶長四年、大権現・台徳院殿を拝したてまつる。

同十五年、従五位下に叙せられ、下総守に任ず。

大坂兩度の御陣に、父康俊と同居供奉をつとむ。落城のとき、俊次手自（てづから）首級をえて、大権現・台徳院の高覽にそなふ。

元和七年、父卒してのち、西尾の城をたまはり、三万五千石を拝領す。

同九年、將軍家將軍宣下拝賀御参内するとき、騎馬の供奉に列す。

寛永十三年、勢州亀山の城にうつり、采地五万石を拝領す。

【史料二十一】『寛政重修諸家譜』卷六百八十四 藤原氏兼通流 本多

俊次

下総 下総守 従五位下 致仕号淨有 母は定盈が女。

文禄四年、小篠に生る。慶長四年、はじめて東照宮にまみえたてまつる（時に五歳）。十五年、従五位下・下総守に叙任し、十九年、大坂御陣のとき、父とともに出張し、元和元年の役にも父とおなじく台徳院殿にしたがひたてまつり、五月七日のたたかひにみづから鎗を合せ首級を得て台覽に備ふ。

七年、遺領を継、膳所をあらため三河国西尾に復し、五千石を加へられ、幡豆・加茂・碧海三郡の内を領す。九年八月、大猷院殿將軍宣下拝賀として御参内のと き、騎馬にて供奉す。寛永三年、両御所御上洛のときもしたがひたてまつり、五年、家臣本多半兵衛好次が二男長次郎好房御家人にめし加へらる。九年十月二十三日、遠江国掛川城を守衛す。

十三年六月二十三日、一万五千石を増せられ、西尾をあらため伊勢国亀山にうつり、鈴鹿・三重・川曲三郡のうちにをいて五万石を領す。ときに其城の要害完

からざるにより、請て地形をあらためてこれを修造す。十七年五月二十一日、本城造営のとき、御守殿の作事をたすけしにより、家臣等にものをたまふ。正保二年三月五日、亀松君生誕のとき、御簾刀の役をつとめしにより、時服をよび白銀をたまふ。

慶安四年四月四日、先祖の旧功、父康俊が御所縁あるをもつて、二万石を増加あり。近江国膳所城をたまひ、同国栗太・滋賀・高嶋・甲賀・浅井・伊香、河内国錦部・石川・丹南九郡の内にして、すべて七万石を領す。

承応二年、禁裏炎上のとき、すみやかにはせのぼりてこれを防ぎしかば、仙洞より御製の懷紙をたまふ。寛文二年、大猷院殿の御墨蹟をたまふ。四年四月五日、はじめて領知の御朱印を下さる。九月十二日致仕し、十月二十八日、得物当麻の脇指をよび雪舟筆の掛画三幅を献ず。

八年、俊次病にかかりしかば、四男土佐守忠隆膳所におもむくとき、厳有院殿より懇の仰をかうぶる。八月十一日、膳所にをいて卒す。年七十四。俊白浄有専光院と号す。葬地康俊におなじ。室は立花飛騨守宗茂が養女。

○大猷院殿：徳川家光。

○厳有院殿：徳川家綱。

